

第2章 全体構想

1 都市計画の基本理念

本計画は、「第3次紀の川市長期総合計画」を上位計画とし、その将来像を実現するための都市計画分野における基本方針であり、個別の都市計画決定の指針となるものです。このため、以下に示すまちの将来像は、「第3次紀の川市長期総合計画」を踏襲するものとします。

(1) まちの将来像

本市は、豊かな自然、全国に誇る農産物、そして先人たちが築き上げてきた歴史や文化という唯一無二の「実り」に支えられて発展してきました。この「実り」は、地域の営みの積み重ねであり、次の世代へと受け継ぐべき大切な財産です。

私たちは、人口減少や少子高齢化が進み、これまでの延長線上では立ち行かなくなっている今を、ただ受入れるものではありません。この「実り」を次の世代へと受け継ぐため、人が主役となり、知恵や技術を持ち寄り、新たな価値をつくり出す挑戦にわくわくしながら取り組みます。そして、地域の絆を感じながら、誰もが心地よく暮らせるまちを、ともに作り上げていきます。

市民の願いが込められたその姿を、本市の将来像として次のとおり掲げます。

「みんなでつなげる わくわくの未来 実りあふれる 住みよいまち」

みんなでつなげる

地域や世代を超えて、これまでの歩みを大切に受け継ぎながら、一人ひとりが主役となり、未来を切り拓き、その歩みをみんなでつなげていきたいという思いを表現しています。

わくわくの未来

誰もが明日に期待を膨らませ、新たな挑戦ができる、活気ある社会を築いていきたいという思いを表現しています。

実りあふれる

豊かな自然や多様な農産物、受け継がれてきた歴史や文化を大切に守り、育てていくことで、人々の心に豊かさが満ち、笑顔があふれるまちにしたいという思いを表現しています。

住みよいまち

「紀の川」が育んできた、お互いに支え合う温かな絆を実感できるまちを目指します。子育てや医療、仕事の環境が充実し、安全で安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたい、これから住んでみたいと思えるまちを表現しています。

(2) 将来の都市構造を構成する要素

本市の将来の都市構造を構成する要素として、「ゾーン」、「都市軸」、「拠点」を設定します。

<ゾーン>

(1)市街地・複合ゾーン	紀の川及び貴志川沿いに形成されている河岸段丘一帯を、「市街地・複合ゾーン」として位置づけ、行政・文化・商業等の都市機能の集積による計画的かつ良好な市街地形成を図るとともに、農業生産機能と居住環境整備の両立を通じて、市街地と農地が共存する複合的土地利用形態を構築し、持続可能で適正な土地利用の誘導を図ります
(2)自然保存・ふれあいゾーン	市街地・複合ゾーンより北側と南側の森林及び点在する山間集落一帯を、「自然保存・ふれあいゾーン」として位置づけ、森林の有する水源かん養機能、レクリエーション機能、生物多様性保全等の多面的機能を持続的かつ効果的に活用するため、自然環境の保全に配慮した森林管理を推進するとともに、景観形成への寄与を踏まえつつ、レクリエーション機能の高度化を図ります。

<都市軸>

(1)広域軸	和歌山県、奈良県、京都府、大阪府の各府県間における広域的な交流・連携の促進に資する交通軸として、高規格幹線道路である京奈和自動車道及び京奈和関空連絡道路を「広域軸」として位置づけ、関西国際空港を含む広域都市圏との円滑なアクセス性の向上と広域ネットワークの強化を図ります。
(2)連携軸	本市における都市間の広域的な交流・連携を担う交通軸として、また市内各地域に形成される「都市拠点」及び「生活拠点」間の機能的連携を支える基幹的交通インフラとして、国道24号、国道424号、国道480号、(主)和歌山橋本線、泉佐野打田線、泉佐野岩出線の南伸道路を「連携軸」として位置づけ、本市の主要拠点を相互に結節し、都市構造の骨格を形成する道路ネットワークとして整備を促進するとともに、交通利便性の向上を図ります。
(3)鉄道軸	本市の地域構造の形成及び広域的な交流・連携を支える生活路線として重要な役割を果たす JR 和歌山線及び和歌山電鐵貴志川線を「鉄道軸」として位置づけ、公共交通ネットワークの中核を担う路線として、利便性の維持・向上を図るとともに、市民利用の促進を図ります。
(4)水辺軸	市内の主要河川である紀の川及び貴志川を「水辺軸」として位置づけ、水と緑が調和したうるおいある環境の保全を図るとともに、防災・安全性に配慮し、地域住民が気軽に親しむことのできる憩いの水辺空間の形成に努めます。

<拠 点>

(1)都市拠点	市役所本庁舎周辺を「都市拠点」として位置づけ、都市構造の合理的な形成を図る観点から、行政、商業・業務、福祉・医療等の多様な都市機能については適切な空間配置と機能集積を推進し、各機能の充実と相互補完による都市の利便性・持続性の向上を図ります。
(2)生活拠点	地域ごとの中心地として、粉河、那賀、桃山、貴志川の中心地を「生活拠点」として位置づけ、地域住民の日常生活を支える生活利便施設の継続的な確保・維持を図るとともに、居住環境の質的向上及び生活機能の充実を通じて、地域の利便性と快適性の向上を図ります。
(3)産業拠点	計画的な工業地が形成されている打田地域の北勢田ハイテクパーク等の工業団地や、桃山地域の工業団地を「産業拠点」として位置づけ、周辺の自然環境との調和を図りつつ、操業環境の保全及び産業活動の持続可能性の確保に努めます。
(4)交通拠点	交通の結節点として、JR 和歌山線の下井阪駅、打田駅、粉河駅、名手駅及び和歌山電鐵貴志川線の貴志駅を「交通拠点」として位置づけ、都市機能の集積と空間的魅力の向上を通じてエリアの活性化を図るとともに、地域の玄関口にふさわしい景観形成に努めます。
(5)防災拠点	市の二次物資集積拠点（紀の川市民体育館、那賀体育館、桃山勤労者体育センター）を「防災拠点」として位置づけ、大規模災害時、県の救助拠点や物資等の集積・仕分け等の広域防災拠点である和歌山ビッグホエールから物資等を受入れ、保管や仕分けが円滑に行える手法の確立に努めます。

(3) 将来都市構造図



図 2-1： 将来都市構造図

2 課題と対応方針

これまで整理した本市の概況等から導き出される都市づくりの課題を、分野別に整理し、各課題に対応する5つの方針を設定します。

方針1 人口減少を見据えた集約型都市構造の形成

人口減少を見据え、市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、生活利便性の低下を防ぐため、主要道路や公共施設周辺などの拠点に、それぞれの地域特性や役割に応じた都市機能の集積を行っていきます。過疎地域では、地域資源を活用して振興を図り、環境と調和した土地利用を推進します。また、地域特性に応じた公共交通により持続可能な移動環境を確保します。

課題	エリアごとの拠点を中心とした都市機能の集積、地域公共交通ネットワークの形成によって人口減少や人口構成の変化に対応できる持続可能な集約型都市構造の形成を進めていくことが必要です。
対応方針	本市の特色や地域資源を活かした良質な都市基盤やストックを活用し、市街地の無秩序な拡大を抑制します。主要幹線道路や公共施設周辺などの拠点には、それぞれの地域特性や役割に応じた都市機能を集積し、子育て世代を含む多様な世代が安心して暮らせる持続可能な住環境の整備を進めます。
課題	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に施行され、粉河地域、那賀地域、桃山地域が新たに過疎地域として指定されました。これらの地域では、地域産業の衰退や若年層の流出に伴う担い手不足が深刻化しています。
対応方針	過疎地域に指定された地域では、豊かな自然や景観、農産品など魅力あふれる地域資源を活かした振興を図りつつ、自然環境の保全と調和した土地利用を行っていきます。また、地域の魅力を広く発信し、都市部の人々との交流を促進することで、人口減少下においても交流人口・関係人口を増やし、地域活性化や産業の持続的な発展を支える基盤を構築します。
課題	高齢化の進展に伴い地域公共交通を必要とする交通弱者の増加が懸念されます。
対応方針	地域特性に応じた公共交通づくりに向け、それぞれの公共交通の特性を活かし、組み合わせることで、高齢者や交通弱者をはじめとした住民の移動手段を確保し、持続可能な移動環境の充実を推進します。
課題	商店や生活関連施設が減少し、過疎地域を中心に生活の利便性が低下しているエリアがあります。
対応方針	人口減少に伴い人口密度や土地利用密度が低下することでさらに生活の利便性が低下し続けることがないようにするために、商業施設などの都市機能を主要道路沿いや拠点地域に立地するよう促します。また、デジタル技術の活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、公共交通の効率化やドローンの利活用などを通じて、地域全体の生活利便性の維持・向上を図ります。

課題	和歌山県は全国有数の空き家率であり、本市においても空き家・空き地が増加しています。
対応方針	空き家・空き地の利用促進を目的に、空き家バンク制度を活用し移住・定住促進を図るとともに、倒壊などにより周辺に危害を及ぼすおそれがある空き家の除却を推進します。

方針2 魅力と活気にあふれる産業の創出

農作業の機械化やスマート農業、有機農業・環境保全型農業を推進するとともに、生産基盤と生活基盤整備を一体的に進めます。耕作放棄地解消のため農地集積や鳥獣被害防止を図り、効率的な農業経営体を育成します。さらに、官民連携で産業用地を整備し、企業誘致や地元企業の拡大・移転を促進することで、職住近接の環境を整え、地域の稼ぐ力を高め、雇用の場を確保します。

課題	豊かな大地と穏やかな気候を活かした全国有数の果樹産地ですが、農家数、耕作農地面積ともに減少傾向にあります。
対応方針	農作業の機械化やスマート農業による低コスト化を進めるとともに、有機農業や環境保全型農業を推進し、持続可能な農業の実現を促進します。また、地域の状況に応じた農業生産向上につながるほ場整備などの生産基盤整備や、生活環境基盤整備を一体的に進めていきます。
課題	農業従事者の高齢化、兼業化、担い手不足、農用地のスプロール的な宅地開発による混住化が進み、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加しています。
対応方針	耕作放棄地解消のため、関係機関との連携のもと、新規就農者や認定農業者などへの農地の利用集積や鳥獣被害防止対策を進め、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を進めていきます。
課題	事業所が減少傾向にある中、本市の主要産業である農業に加え、今後の企業誘致等を見据えた製造業等の集積により産業の持続的発展を図るため、本市の立地魅力を高めていく必要があります。
対応方針	官民連携で整備を進めている事業用地だけでなく、民間主導の産業用地創出による企業誘致と地元企業の拡大・移転の促進によって、職住近接の環境整備と地域の稼ぐ力を高めるように努めます。
課題	社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、時代に合った産業、働く場を戦略的につくり、育てていく必要があります。
対応方針	幹線道路の沿道機能を活かした産業施設や、商業施設の適正立地等により、地域経済を発展させるとともに、若者等の雇用の場を確保するよう努めます。

方針3 豊かな自然環境と共生する持続可能な都市の実現

自然環境や田畑・森林の多面的機能を保全し、自然環境を保全する区域や農地と居住空間が共生する区域を設定し、環境と調和した都市づくりを推進します。また、管理不全土地には適正管理を促し、安全な生活環境を確保します。さらに、景観に調和した屋外広告物を規制・誘導し、魅力ある都市景観を形成するよう努めます。

課題	豊かな自然や田畑、森林と調和した都市づくりが必要です。
対応方針	豊かな自然環境や田畑、森林には、景観形成、災害防止、生物多様性の保全といった多面的な機能があります。自然環境を保全する区域や農地と居住空間が共生する区域を設定することで、住民と自然が調和する持続可能な都市づくりを行っていきます。
課題	管理者が不明、高齢で対応できない等、解決が困難な管理不全土地が増えています。また、管理不全土地からの草木の張り出しにより、道路の安全な通行に支障が出ているケースも増加しており、生活環境の保全が困難な状況です。
対応方針	管理不全土地への対応として、所有者に対する指導・啓発を通じた適正管理を促し、生活環境の保全と道路の安全性確保に努めます。
課題	無秩序な屋外広告物の設置により、自然環境や歴史的な景観が損なわれるおそれがあります。
対応方針	土地利用の状況や地域の特性に応じて、景観やまちなみに調和した屋外広告物になるよう規制・誘導を進め、魅力ある都市景観の形成に努めます。

方針4 公共公益施設の最適化と利便性向上

社会環境の変化や多様化する市民ニーズを踏まえ、公共施設の再配置と機能見直しを進めるとともに、老朽化・防災対策を推進します。また、施設総量や維持管理費の縮減・平準化を図ります。さらに、汚水処理や下水道は地域特性に応じた汚水処理手法を適切に選択します。

課題	人口減少・超高齢化社会の到来などの社会環境の変化に伴い、既存の公共施設の利用需要や公共施設が担うべき役割・機能が変化しています。
対応方針	都市の将来像や多様化する市民ニーズを踏まえた公共施設の再配置などを推進します。
課題	老朽化が進行している公共施設が見受けられ、将来的には、さらに多くの公共施設が改修や建替え時期を迎えることで、多額の財政負担を伴うことが予想されています。
対応方針	公共施設の老朽化・防災対策を着実に推進し、市民ニーズ等を踏まえた施設機能の見直し・充実を図るため、施設保有量の最適化（総量縮減）や維持管理・運営費用の縮減・平準化の取組を行っていきます。
課題	道路や橋梁などのインフラは、老朽化が進行し、今後ますます更新や長寿命化にかかるコストが増加することが想定されています。
対応方針	インフラ施設の性質や重要度等に応じて整備水準を定めるとともに、予防保全、事後保全、観察保全等の維持管理手法を組み合わせることで、効果的・効率的な維持管理を行っていきます。
課題	市民の衛生的で快適な暮らしを支える下水道の整備・普及を進めていますが、人口減少により将来的に使用料収入の減少が進む一方で、整備や維持管理にかかる費用が負担になっていくことが懸念されています。（ただし、和歌山県全域汚水適正処理構想に掲げる汚水処理人口普及率の目標値は、令和6年度末で達成しています。）
対応方針	汚水処理施設の整備については、財政負担や人口減少を踏まえ、地域特性に応じた汚水処理手法を適切に選択します。また、下水道整備については、利用需要が高い地域を集中的に整備するよう推進します。

方針5 災害に強い安全で安心な都市の形成

気候変動の影響による降雨量の増加に対応するため、河川改修や水防施設整備などの水害対策を強化します。また、地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づき、地震、集中豪雨などによる風水害や土砂災害などから生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進します。

課題	本市の河川は、紀の川と貴志川が市の西端で合流しており、これらに流入する支流が多数あります。台風や集中豪雨により河川水位が上昇し、越水や堤防の決壊、合流部でのバックウォーター現象、内水滞留などが生じると、宅地や農地が浸水することが想定されています。
対応方針	河川改修及び水防施設の改修を進めます。また、貴志川流域では気候変動の影響による降雨量の増加により、従来想定していなかった規模での水害が頻発しているため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川として指定され、流域一体となった浸水被害対策の推進を図ります。
課題	「中央構造線断層帯を起震断層とする地震」では市内で震度6弱～震度7の強い揺れが想定されています。また、3連動地震(東海・東南海・南海地震)及び南海トラフ巨大地震においても、震度6弱以上の揺れが予測されています。
対応方針	地震、集中豪雨などによる風水害や土砂災害などから市民の生命と財産を守り、安心した暮らしが持続できるよう、地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりを推進します。
課題	砂防三法により、土地の利活用が制限される区域として、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されています。
対応方針	土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限や建築物の構造規制、砂防指定地における立竹木の伐採、土砂の採取等の一定行為の禁止・制限、地すべり防止区域における切土・盛土等の行為の制限など、法令等に基づく適正な土地利用を促します。また、土砂災害対策として、治山事業、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。
課題	本市にはため池が多数あり、中には老朽化の進んだものや、現在はほとんど利用されていないものもみられます。宅地開発の進展が堤体付近まで及んでいる地区もあり、安全確保が重要な課題となっています。
対応方針	ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として指定し、下流域の安全性を高めるための防災工事を進めるとともに、ため池ハザードマップ等により、決壊時の警戒区域等の周知・啓発を行っていきます。

3 分野別の方針

(1)土地利用に関する方針<関連する対応方針1・2・3・4>

【基本的な考え方】

人口減少及び少子高齢化に加え、地域経済の縮小、空き家・空き地の増加による都市機能の低下や市街地の空洞化といった問題が懸念される中、市民が将来にわたり安心して暮らし続けられる都市環境の維持・向上を図るため、計画的かつ適正な土地利用の規制・誘導を通じて、持続可能なまちづくりを推進します。

現行の用途地域指定区域における土地利用に関しては、既存の用途地域区分を基本としつつ、計画的な土地利用の誘導を行い、自然環境及び周辺環境との調和を図ることで、良好な都市空間の形成に努めます。ただし、社会経済情勢等の変化により、現行の土地利用状況と用途地域指定との間に不整合が生じる場合には、都市計画の合理性及び適正性を確保する観点から、用途地域等の見直しを含む必要な対応を進めます。

① 住居系

ア) 専用住宅地

- 貴志川地域の丘陵地における大規模住宅造成地は、戸建て低層住宅を中心に良好な住環境が形成されており、安定した居住機能を有する地域が形成されています。今後も他用途との混在を抑制し、住環境の保全・向上を図るため、第二種低層住居専用地域を基本とした用途地域の指定により、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

イ) 一般住宅地

- 打田駅及び貴志川支所周辺は、住宅の立地密度が比較的高く、居住機能が集積している地域であることから、第二種住居地域を基本とした用途地域の指定により、適切な土地利用の誘導と規制を行い、良好な住環境の保全及び形成を図ります。

ウ) 農住共生宅地

- 平野部及び丘陵部において農地や集落が分布する地域では、生活基盤施設の整備を通じて居住環境の利便性・快適性の向上を図るとともに、農業との共存に配慮した土地利用を誘導することで、豊かな自然環境を保全しつつ、農業と住居地域の調和のとれた共生に努めます。

② 商業系

ア) 都市拠点商業地

- 市役所周辺の商業・業務集積地及び国道24号沿道に広域的な商業サービス施設が立地するエリアを、本市の中心的な都市拠点商業地として、近隣商業地域を基本とした用途地域を指定し、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

これにより、日常的な商業サービス機能の充実をはじめ、多様な商業施設、行政機能、業務機能の集積を促し、都市拠点としての機能強化に努めます。

イ) 生活拠点商業地

- 粉河駅周辺、名手駅周辺、桃山支所周辺、貴志川支所周辺については、地域の日常生活を支える生活拠点商業地として、生活必需品や食料品等を提供する商業施設の立地誘導を促し、地域住民の利便性向上と生活機能の充実を図ります。
- 特に、建築物の集積度が高く市街地としての形成が進んでいる貴志川支所周辺については、近隣商業地域を基本とした用途地域の指定により、計画的な土地利用の規制・誘導を図り、生活拠点としての機能強化及び利便性の向上を図ります。

ウ) 沿道商工業地

- 粉河・那賀地域の国道24号沿道においては、駐車場を備えた商業施設が立地しており、沿道型商業の展開がみられます。今後は、国道沿いの交通利便性を活かしつつ、周辺の住環境との調和に配慮した形で、サービス機能を有する沿道施設等の土地利用を促します。
- 打田地域の国道24号から紀の川インターチェンジに至る（主）泉佐野打田線沿道については、交通の利便性を活かし、広域的な集客力を持つ商業施設、業務施設、流通・加工施設等の誘導を図ります。

③ 工業系

ア) 専用工業地

- 打田地域の北勢田ハイテクパーク・北勢田第2工業団地・打田東部工業団地や桃山地域の桃山第1・第2・第3工業団地等においては、大規模工場が分散的に立地しており、周辺の住宅地、集落、田園環境との調和を損なう懸念があることに加え、工場周辺への住宅の立地は工業機能の阻害要因となる可能性があるため、住工混在の抑制を図りつつ、計画的かつ秩序ある工業地の形成を促します。
- 事業者による事業拡張等に伴い工業用地の拡張が求められる場合には、周辺の自然環境や地域特性に十分配慮しつつ、柔軟かつ計画的な土地利用の誘導を促します。

イ) 一般工業地

- 大規模工場が分散的に立地している地域は、周辺の住宅地、集落、田園環境との調和を損なう懸念があることに加え、工場周辺への住宅の立地は工業機能の阻害要因となる可能性があるため、住工混在の抑制を図りつつ、計画的かつ秩序ある工業地の形成を促します。
- 事業者による事業拡張等に伴い工業用地の拡張が必要となる場合には、周辺の住宅地、集落、田園環境等との調和に十分配慮しつつ、地域特性を踏まえた柔軟かつ計画的な土地利用誘導を図ります。

④ 紀の川インターチェンジ周辺

- 紀の川インターチェンジ及び紀の川東インターチェンジ周辺においては、京奈和自動車道の開通に伴う土地利用転換に対する需要が見込まれることから、農業等との健全な調整を図りつつ、計画的な土地利用を図ります。
- 特に、紀の川インターチェンジ周辺においては、広域的な視点に立ち、産業振興及び地域振興の観点から、農業等との調整を図りつつ、将来的な土地利用の方向性を検討します。土地利用の転換を行う場合には、適切な都市基盤の整備を併せて推進し、機能的かつ持続可能な都市空間の形成を図ります。



出典：紀の川インターチェンジ周辺土地利用構想（令和4年3月）

⑤ 自然環境保全地

- 森林及び点在する山間集落を含む一帯については、緑豊かな自然環境の保全と地域住民とのふれあいの場としての機能を有する「自然環境保全地」として、水源かん養、生物多様性の保全、レクリエーション機能の提供等、森林の多面的機能を活用し、森林の自然環境保全に努めるとともに、景観形成に配慮したレクリエーション機能の向上を図ります。
- 森林等の緑地については、グリーンインフラとしての機能に着目し、気候変動緩和、水資源の保全、生物多様性の維持、地域の景観形成など多面的な公益的機能を活かす観点から、森林資源の持続可能な利活用を図ります。

⑥ その他

- 市街地における良好な環境の形成に向けては、地域の特性や実情を踏まえつつ、官民連携によるまちづくりの推進や地区計画等の都市計画手法の活用を検討し、計画的かつ秩序ある土地利用の実現を図ります。
- 密集市街地等においては、空き地等の未利用空間を活用し、生活道路の拡幅や地域交流の場としての整備に努め、住環境の改善と地域コミュニティの活性化を図ります。また、これらの空間は災害時における避難地としての機能も担うことから、防災性を考慮した市街地形成を進めます。

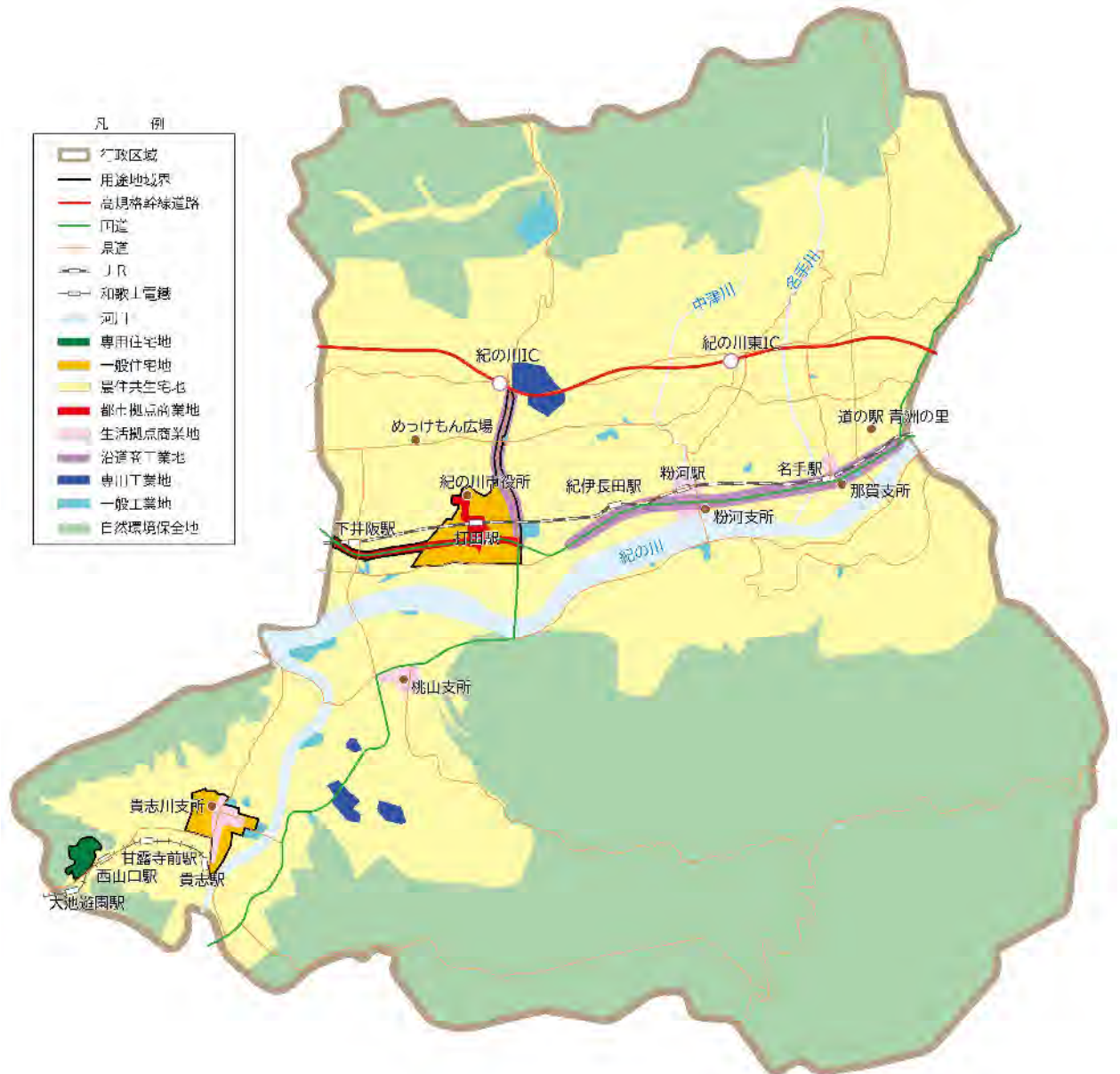


図 2-2： 土地利用方針図

(2)都市施設の整備に関する方針<関連する対応方針1・2・4・5>

① 交通施設の整備に関する方針

【基本的な考え方】

広域的な交流や社会生活を支える広域連携道路の機能強化を図るとともに、それを補完する都市間連絡道路及び都市内連絡道路の整備を推進します。これらの交通ネットワークにおいては、災害時や緊急時における避難・物資輸送等の機能確保に配慮し、地域の安全性向上に努めます。さらに、地域資源を相互に連携させ、回遊性と地域間交流を促進する交通ネットワークの形成に努めます。

地域ごとの生活基盤の整備にあたっては、市街地内における道路網の機能的な配置を図り、良好な住環境及び景観形成に配慮するとともに、誰もが利用しやすい公共施設の整備に努めます。

また、超高齢化社会の到来に伴い、高齢者の移動手段の確保は重要な社会的課題となっており、本市においても高齢者や障害者を含む交通弱者の移動支援は喫緊の課題となっています。これを踏まえ、バス・鉄道等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、旧町域をまたぐ地域間移動の円滑化や、バス路線と鉄道軸との結節強化に取り組み、公共交通の利用促進と地域内交通ネットワークの充実を促します。

ア) 道路

【広域連携道路】

- 京奈和関空連絡道路については、京奈和自動車道の紀の川インターチェンジと阪和自動車道を結ぶ新たな自動車専用道路として、広域的な地域経済の活性化、観光振興、及び大規模災害時における強靱な国土づくりに不可欠な道路として位置づけ、早期実現に向けた取組を推進します。
- 広域連携道路は、交通基盤の整備を通じて広域的なアクセス性の維持・向上を図り、物流効率の向上、地域間交流の促進、ならびに災害時・緊急時における避難・輸送機能の強化に資する交通ネットワークの構築に努めます。
- 京奈和自動車道、国道24号、国道480号、国道424号、(主)泉佐野打田線、(主)泉佐野岩出線の南伸道路、(主)和歌山橋本線については、広域的な交流・連携を担う幹線道路として位置づけます。
- 京奈和自動車道と国道24号を結ぶ道路として、(都)粉河馬宿線、(都)北長田粉河線、(都)馬宿名手市場線を配置します。
- (主)泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、(主)泉佐野岩出線の南伸についても関係機関と連携し、整備促進に努めます。

【都市間連絡道路】

- （主）かつらぎ桃山線、（主）高野口野上線、（主）粉河加太線、（主）岩出野上線、（主）和歌山打田線（（都）井阪黒土線）、（主）桃山下井阪線、市道那賀打田線及び広域農道（紀の里地区）については、広域連携道路を補完する役割を担う都市間連絡道路として位置づけ、地域内の各拠点間の円滑な交通を確保する道路として配置します。
- 都市間連絡道路については、現道拡幅、交差点改良、交通安全施設の整備等、地域の実情に応じた必要な整備を推進します。

【都市内連絡道路】

- （都）東国分打田線、（都）本町線、（都）猪垣粉河線、（都）松井石町線、（都）名手市場名手西野線、（都）名手市場線、（都）那賀名手市場線については、都市間幹線道路網を補完するとともに、都市内部における主要拠点間の交通連絡機能を担う路線として配置します。
- 都市内連絡道路は、定期的な施設点検及び計画的な補修を通じて、効率的かつ持続可能な維持管理を推進し、自動車及び歩行者や自転車の日常的な利用に加え、災害時利用における安全性・信頼性の確保を図ります。

【駅前広場等】

- 交通拠点である JR 和歌山線の下井阪駅、打田駅、粉河駅、名手駅及び和歌山電鐵貴志川線の貴志駅については、鉄道・バス・自家用車等の多様な交通モードが集積する結節点として、円滑な交通処理を図るとともに、バリアフリー化の推進や視認性・利便性に配慮した案内サインの整備等により、誰もが快適に利用できる魅力的な駅前広場空間の形成に努めます。
- 過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携することで、持続可能な交通体系の構築を推進する観点から、自動車利用者の公共交通機関への転換を促すため、駅周辺にパークアンドライドが可能な駐車場及び駐輪場を整備し、その利用促進に努めます。

【計画的な都市計画道路の整備】

- 都市計画道路の未整備区間を含め、今後の整備にあたっては、交通需要の変化や地域の発展動向を踏まえ、必要性及び実現可能性を総合的に検討するとともに、関係者との十分な協議・調整を図りながら、全市的な視点に立った道路網の再構築・見直しに努めます。
- 道路網の再構築・見直しの結果を踏まえ、地域の交通利便性と安全性の向上を通じて、都市活動の円滑化及び都市空間の質的向上に資する環境の整備に努めます。

イ) 公共交通機関**【鉄道】**

- JR 和歌山線及び和歌山電鐵貴志川線は、広域的な交流・連携を支える公共交通基盤として重要な役割を果たしています。また、これら鉄道は、地域住民及び来訪者にとって不可欠な移動手段であり、今後もその運行の維持及びサービ

ス水準の向上を図るため、鉄道事業者ならびに関係機関との連携・協働を通じて、利便性の確保と充実に努めます。

【バス】

- バスは、地域住民の生活に密着した公共交通機関であり、特に子どもや高齢者等の交通弱者にとって重要な移動手段として機能しています。今後、乗継拠点となる主要バス停や商業施設等の利用者の目的地となる施設を交通結節点として整備することにより、交通モード間の円滑な連携を図り、利用者の利便性向上と公共交通の利用促進に努めます。

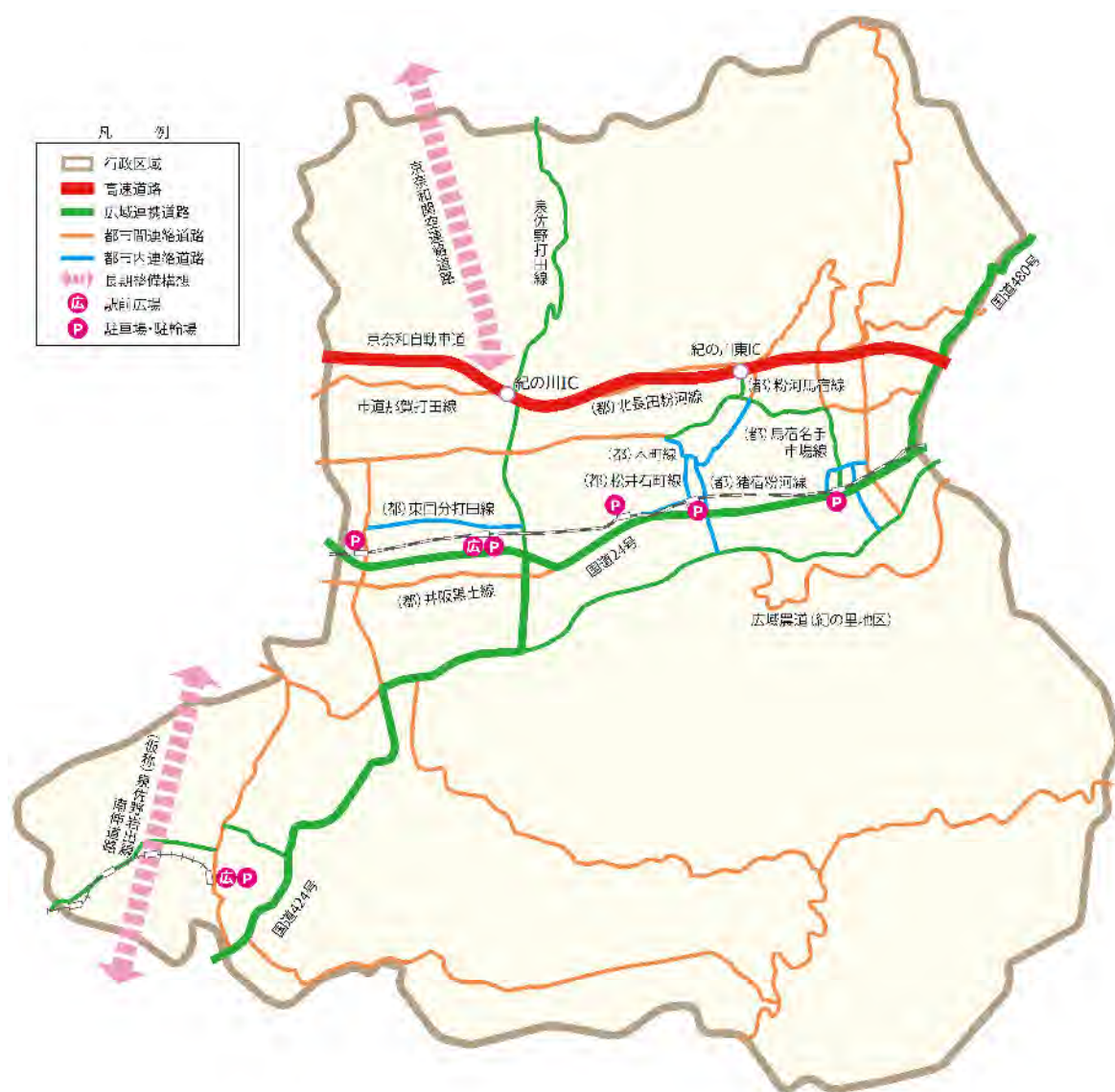


図 2-3： 交通施設整備方針図

② 公園・緑地の整備に関する方針

【基本的な考え方】

公園・緑地は、市民の健康増進や交流を促すレクリエーション機能に加え、災害時の避難空間としての防災機能、都市環境の保全や良好な景観形成に寄与する環境・景観機能など、多面的な役割を担う公共空間です。今後も、これらの機能を持続的に発揮できるよう、市民ニーズや利用実態を的確に把握し、計画的な整備と適切な維持管理に努めます。一方で、施設の老朽化や社会環境の変化に応じた機能の最適化、再配置についても継続的に検討を進めます。

身近な広場や憩いの場となる空間については、未利用地や公共空地等の活用を図りながら、地域住民との連携のもとで計画的に確保・整備を進めます。

公園・緑地の新設や再整備にあたっては、市民が親しみを持って利用できる空間の形成を目指し、計画段階から整備・維持管理に至るまで、市民参画の機会を創出・確保するよう努めます。

ア) 公園

- 地区公園として、紀の川市民公園、愛宕池公園、桃源郷運動公園、近隣公園として、秋葉山公園、街区公園として、古和田公園、東国分公園、西井阪公園、王子公園、名手公園、西元町公園を配置しており、効果的かつ効率的な維持管理を行っていきます。維持管理にあたっては、地域組織や各種団体等との連携体制を構築し、定期的な施設点検を実施することで、安全性の確保と適切な管理運営に努め、市民が安心して利用できる公園環境の維持に努めます。一方で、施設の老朽化や社会環境の変化により公園・緑地について公益上の必要が生じた場合には、適宜見直しを行っていきます。
- 公園・緑地は、平時の利用に加え、地震や風水害などの大規模災害時における市民の生命と安全を確保するための、極めて重要な都市施設です。今後、都市の安全性と強靱性を高めるため、地域の実情を踏まえたうえで、防災機能を備えた公園の整備を進めます。
- 桃源郷運動公園の再整備にあたっては、地域のスポーツ拠点として持続的に機能することを目指すとともに、併せて、防災機能や環境への配慮を重視しながら市民の多様なライフスタイルや交流ニーズに応えられる空間の創出を図ります。
- 開発行為等に伴い整備された公園については、周辺の居住環境や防災機能の向上に資する空間確保を図りつつ、地域住民との協働による適切な維持管理及び社会情勢の変化に応じた機能更新や利活用の促進に努めます。

イ) 緑地

- 緑地については、粉河河南緑地及び粉河河北緑地、平池緑地を配置し、地域の環境保全・景観形成・レクリエーション機能の向上に資する空間として、適正な維持管理を行うとともに、利用促進に努めます。

- 粉河河北緑地は紀の川右岸に位置し、グラウンド等の施設を有することから、地域のスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。今後は、その機能を維持し、地域の健康増進や交流促進に資する空間として、レクリエーション利用のさらなる促進に努めます。
- 粉河河南緑地は紀の川左岸に位置し、園路等の施設を有しています。今後は、社会環境の変化や市民ニーズを踏まえた施設のあり方について検討を進めます。
- 平池緑地は、県下最大級のため池を中心に、水辺環境の保全、生物多様性の維持、良好な景観形成の役割を担う都市緑地です。古墳等の歴史的資源に加え、古代のハス「大賀ハス」や「ベトナムハス」の観賞地として、また「和歌山の朝日・夕陽 100 選」に選定されるなど、多様な魅力を持つ地域資源です。また大賀ハス観蓮会やイルミネーションイベント等が開催され、市内外から多くの来訪者を集めています。今後も、環境・景観・レクリエーションの多面的な価値を高めるため、地域組織や各種団体等との連携による適切な維持管理を行っていくとともに、市民参画のもと、持続可能かつ魅力ある利活用を促します。



図 2-4： 公園・緑地整備方針図

③ 上下水道の整備に関する方針

【基本的な考え方】

上水道については、安全・安心な水道水を安定的に供給することを基本とし、老朽化した施設などの計画的な更新や耐震化を進めるとともに、人口減少や水需要の変化を踏まえた効率的で持続可能な事業運営を行っていきます。

公共下水道については、主要水系の水質保全を目的として、地域特性を踏まえつつ、紀の川市流域関連公共下水道全体計画や同事業計画に基づき計画的かつ効率的に整備を行います。

ア) 上水道

- 上水道事業においては、送配水管及び浄水施設等の老朽化施設に対する計画的な更新を推進するとともに、未整備地域については計画的かつ必要性に応じて、地域に適した整備に努めます。また、南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、浄水施設や配水池等の耐震化を含む施設の機能保全及び適正な維持管理を進めます。

イ) 公共下水道及び農業集落排水

- 良好な生活環境の形成を目的として、地域特性に応じた汚水処理手法を適切に選択し、利用需要が高い地域を集中的に整備するよう努めます。
- 施設の計画的な更新及び修繕を実施し、持続可能な維持管理体制の構築を推進します。
- 農業集落排水として整備が完了した善田地区については、既存施設の維持管理を適切に行っていきます。

ウ) 合併処理浄化槽

- 公共下水道及び農業集落排水施設よりも、合併処理浄化槽の設置が効果的かつ効率的な地域においては、生活排水の適正処理を確保する観点から、設置費用に対する助成を行っていきます。

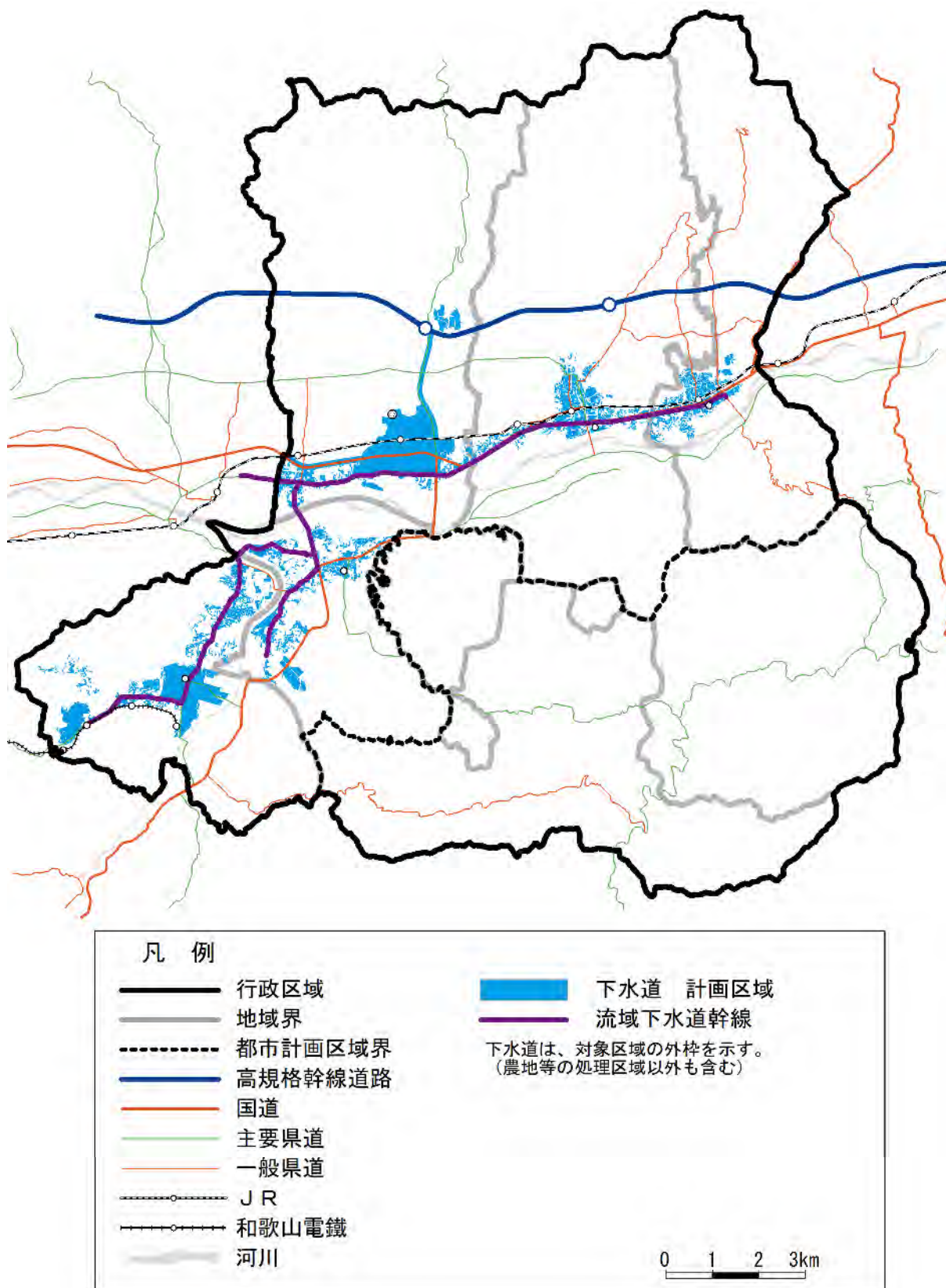


図 2-5： 下水道整備方針図

④ その他の整備に関する方針

【基本的な考え方】

市民の健康で文化的な都市生活環境の向上を図るため、供給処理施設、教育・文化・行政施設、厚生・福祉施設等の都市施設については、「公共施設マネジメント計画」に基づき、施設の維持管理及び耐震化を含む計画的な更新を推進します。併せて、施設の集約化や機能再編を通じて、公共資産の最適化及び利便性の向上を図り、持続可能な都市施設の整備・運営体制の構築に努めます。

また、施設の利活用にあたっては、住民サービスの向上を基本としつつ、官民連携の推進により、効率的かつ効果的な管理運営体制の構築を図ります。

ア) 供給処理施設

- ごみ処理に関しては、海南市・紀の川市・紀美野町の2市1町により設立された紀の海広域施設組合が、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設で構成される紀の海クリーンセンターを整備し、平成28年3月より供用を開始することで、広域的な廃棄物処理体制が確立されています。今後においても、当該施設の安定的かつ効率的な運営・管理を継続するとともに、循環型社会の形成に資する環境保全施策の推進及び関連するエコ事業の展開を通じて、安全・安心な生活環境の次世代への継承に努めます。

イ) 教育・文化・行政施設

- 少子化の進行に伴い、児童・生徒数が緩やかに減少傾向にあることから、教育環境の質の維持及び教育資源の最適化を図るため、児童・生徒数に応じた適正規模の学校配置に関する検討を進め、必要に応じて、校舎等の新設・増改築及び学校の統廃合を含む施設再編を推進します。また、学校施設の長寿命化を推進するとともに、教育ニーズの変化や時代の要請に対応した快適かつ機能的な学習環境の整備に向け、施設の機能向上に関する検討を進めます。
- 地域の主要産業である農業の高度化と持続的発展を目指すため、農学部を含む高等教育機関を誘致し、農業技術に関する教育・研究の拠点を形成するとともに、地域課題の解決に向けた産学官連携を進めます。
- 各地域における子育て支援体制の充実を図るため、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターなど子育て支援施設の機能強化ならびに円滑かつ持続可能な運営体制の構築を進めます。
- 生涯学習施設及び体育施設については、施設の維持管理及び耐震化を含む計画的な更新を推進します。併せて、施設の集約化や機能再編を検討し、公共資産の最適化及び利便性の向上を図ります。また、地域住民の学習・交流・健康増進の場としての役割を維持できるよう利活用促進に努めます。
- 図書館については、河北図書館と河南図書館の2館を設置しています。また、図書館利用が困難な方へのサービスとして、各地区公民館や各支所の窓口で予約資料の貸出サービスを行っているほか、公共施設等を巡回する移動図書館「かささぎ」を運行し、読書環境の充実を行っています。

- 市街地に残る粉河寺や旧名手宿本陣などの歴史的資源について、適正な維持管理を促し、計画的な整備・活用を進めるとともに、これら歴史的資源とその周辺の市街地が一体となって、歴史的な景観を活かした市街地形成のあり方について検討を行い、交流とにぎわいのある市街地の形成に努めます。
- 粉河寺、旧名手宿本陣、紀伊国分寺跡など市内に点在する歴史的資源については、文化的価値の保全と地域資源としての活用を両立させるため、市民及び来訪者がアクセスしやすい環境整備を推進します。また、歴史民俗資料館や公民館等の社会教育施設において、特徴ある歴史的資源を活用した事業を行い、地域の魅力を市内外に発信することで地域活性化につなげていきます。
- 観光拠点（道の駅青洲の里、観光交流拠点「紀楽里」等）は、地域の魅力を発信し、観光客と地域住民との交流を促進する場として活用し、交流人口や関係人口の増加を図ります。

ウ) 厚生・福祉施設

- 公立那賀病院を地域医療の中核病院、那賀休日急患診療所を地域の休日における初期救急医療機関として位置づけ、当該施設の機能強化及び適正な維持管理を行っていきます。
- 鞆渚地区などのへき地医療の確保に向けて、鞆渚診療所については、鞆渚出張所との複合化により、機能的かつ効率的な運営体制の構築を図りました。医療機関が限られる山間地域においては、地域巡回バスの活用を通じて、住民の医療アクセス向上を目的とした地域医療体制の確保に努めます。
- 高齢者福祉施設、障害者自立支援施設等を含む福祉関連施設については、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性やニーズを十分に考慮しながら、住民にとって利用しやすく利便性の高い環境を整え、福祉サービスの基盤づくりを進めます。

エ) その他の施設

- 火葬場に関しては、五色台広域施設組合に加入し、令和元年度より市内の全火葬業務を五色台聖苑葬祭場へ集約することで、効率的かつ安定的な広域火葬体制を構築しています。今後においても、同組合との連携を強化し、施設の適切な管理・運営を行っていきます。

(3)市街地整備等に関する方針<関連する対応方針1・2・3・4>

【基本的な考え方】

今後も、自然環境を活かした持続可能な市街地の形成を推進するにあたっては、快適性と安全性の両立が不可欠であり、良好な住環境の確保に加え、災害リスクへの備えや防災機能の強化を含めた総合的な都市空間の整備が重要となります。

地域ごとの旧来からの中心市街地を核として、生活利便施設の適切な配置、交通ネットワークの体系的な整備、歩行者の安全性確保、災害対応力の強化を含む都市インフラの整備を、計画的かつ効率的に推進し、これにより、安全・安心で、地域の交流とにぎわいを創出する魅力ある市街地整備を進めていきます。

① 環境と共生するまちづくりの方針

- 環境に配慮した持続可能な都市の形成に向けては、地球温暖化対策との連携を図りながら、公共交通の充実や効率的な移動手段の導入を進め、交通体系のより良い整備を目指します。また、緑地の保全及び都市緑化の推進、さらにはエネルギーの効率的な利用を通じて、脱炭素型都市の構築に努めます。

ア) 省資源とリサイクルへの配慮

- 生活、産業活動、余暇活動を含むあらゆる分野において、限りある資源を有効に活用することが重要です。そのため、省資源の推進、廃棄物の分別及び減量化、資源の再利用・再資源化（リサイクル）を積極的に進めることで、環境負荷の低減を図り、環境に配慮した持続可能なまちづくりを推進します。

イ) 環境負荷の低減

- 地球温暖化及びヒートアイランド現象の緩和を図るため、水や緑などの自然環境の保全に取り組むとともに、公共施設等における緑化や木質化の推進に努めます。

ウ) 再生可能エネルギーの利活用

- カーボンニュートラルシティの実現に向けて、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、資源及びエネルギーの循環利用や効率的な活用を推進します。

② 景観形成の方針

- 和泉山脈や紀伊山地、東西に流れる紀の川及びその支流である貴志川など、本市の地形的特性、歴史・文化的背景や粉河寺周辺の生活に根ざしたまちなみなどは、先人から受け継いだ貴重な地域資産です。これらの自然・文化・景観資源を次世代へ継承していくため、市民と協働しながら保全・活用に向けた取組を推進します。
- 市内に点在する歴史的・文化的資源は、周辺の自然環境と調和を図りながら一体的に保全し、地域の特性を活かした良好な景観の形成に努めます。

ア) 市街地景観の保全

- 市街地においては、地域住民の景観に対する意識の醸成を図りながら、敷地内や公共空間における緑化の推進を通じて、にぎわいとうるおいのある魅力的な景観の形成に努めます。

イ) 自然環境の保全と田園景観の形成

- 市街地及び周辺農地から望む背景の丘陵地は、本市を象徴する自然環境のひとつであり、そこで営まれる農業は地域の景観を形成する重要な要素となっています。農業の振興を通じて田園景観の保全を図るとともに、自然環境との調和を重視した地域づくりを進めることで、本市の環境価値を保全し、魅力ある景観形成を図ります。

③ 住環境に関する整備の方針

- 豊かな農地が広がる本市の特性を活かし、周辺の農業生産環境と調和した、ゆとりとうるおいのある住環境の形成を推進します。
- 住宅の耐震化や不燃化を進めるとともに、空き家の適正管理や除却を促すことで、災害に強く、将来にわたって安全・安心に住み続けられる居住基盤の構築に努めます。
- 公営住宅については、「紀の川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の状況や将来的な需要見通しを踏まえ、効率的、効果的な維持管理や改修を計画的に行い、安全で安心な住まいの確保を図ります。

(4)都市防災等の方針<関連する対応方針1・2・3・4・5>

【基本的な考え方】

今後発生が予測されている南海トラフ地震や中央構造線断層帯による地震、さらには多発する集中豪雨等の自然災害に備えるため、災害の未然防止及び被災時における人的被害の最小化を重視し、災害に強い都市構造の構築を目指します。そのため、ハード（都市基盤整備）とソフト（防災啓発・情報体制等）の両面から総合的な防災対策を推進し、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

① 自然災害の防備

- 市街地の南北に広がる森林は、水源涵養機能や山地災害の防止機能を有する重要な自然資源であり、その保全・育成を通じて森林の保水力の向上を図り、災害の抑制に努めます。
- 特に保安林区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等、災害リスクの高い区域においては、開発行為の規制を徹底し、未指定箇所については新たな指定を推進することで、災害に強い土地利用の実現を目指します。
- 土砂災害防災対策として、治山事業、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進するとともに、災害リスクの高い危険箇所については、市民への情報公開と周知を徹底し、地域住民の防災意識の向上を図ります。併せて、当該地域における巡視・警戒体制の強化及び避難体制の整備を推進し、災害発生時における迅速かつ確な対応が可能な体制の構築に努めます。
- 令和8年3月に貴志川流域が特定都市河川として指定されたことを踏まえ、河川流域全体の治水・利水・環境の調和を図りながら、浸水リスクの軽減及び地域住民の安全確保を目的とした総合的な治水対策を推進します。
- 関係機関との連携を強化し、河川の浚渫や改修を計画的に実施し、排水機能の強化による浸水被害の防止に努めます。
- 紀の川における無堤区域については、早期築堤に向け、継続して国に働きかけるとともに、地元地区の理解と協力を得られるように努めます。
- 河川整備にあたっては、流域全体の治水・利水及び環境保全の観点を踏まえ、国・県とともに、河川改修事業を進めます。併せて、災害時における河川の安全性向上を目的として、河道の浚渫、河川敷内樹木の伐採、護岸・堤防等の点検及び適切な維持管理を進めます。

② 都市災害の防備

- 災害時における建築物の延焼や倒壊による被害を防止するため、屋根や外壁などの不燃化による建物の防火性能及び耐震性能の向上を図り、安全性の高い建築環境の整備に努めます。
- 避難路や避難場所、災害復旧用地の確保を推進し、災害時における円滑な避難・救助活動を支える都市基盤の強化を図り、特に避難路沿道の建築物については、耐震化・屋根や外壁などの不燃化の促進を通じて、災害対応力の向上と地域の防災性の強化に取り組みます。
- 人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を、防災重点農業用ため池として指定し、下流域の安全性を高めるための防災工事を進めます。

③ 防災拠点等の強化

- 市役所をはじめとする防災拠点や、公民館・学校等の避難所については、災害時に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、施設の防災機能の強化を図ります。
- 近年多発する大規模災害への対応として、市街地における防災機能の強化を図るため、地域の実情や特性を踏まえつつ、防災機能を備えた公園の整備について検討を進め、平常時の憩いの場としての機能に加え、災害時における避難・支援活動の拠点としての役割を担う空間の確保に努めます。

④ 防災施設などの計画的な整備

- 地域の消防器具庫や防火水槽等の消防関連施設については、老朽化や耐用年数の経過に伴う機能低下を防ぐため、計画的な修繕・更新を推進し、地域の防災体制の維持・強化に努めます。
- 備蓄食料や必要な資機材の整備を計画的に推進するとともに、それらを適切に保管・管理するための倉庫等の施設整備にも取り組み、災害発生時における物資供給体制の強化と地域の防災力向上を図ります。

⑤ 防災体制の強化、防災意識の醸成

- 災害対応においては、ハード面での施設整備のみならず、ソフト面での体制強化が不可欠です。このため、今後も紀の川市消防団をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、「紀の川市地域防災計画」に基づく包括的な防災体制の充実を図るとともに、定期的な避難訓練の実施や防災講習会の開催を通じて、市民の防災意識の向上と地域における防災リーダー等の人材育成を推進します。